

# 平成21年12月甲良町議会定例会会議録

平成21年12月8日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第58号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第4 議案第59号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第60号 平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第61号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第62号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき、議決を求めることについて
- 第8 議案第63号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第9 議案第64号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第10 議案第65号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第11 議案第66号 彦根犬上広域行政組合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第12 議案第67号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第68号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第69号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第70号 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第16 議案第71号 甲良町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第72号 甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第73号 甲良町包括的介護予防施設設置等に関する条例

第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて

◎会議に出席した議員（11名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	山田壽一		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進
人権主監	米田義正	総務課長	山本貢造
税務課長	小川昭雄	保健福祉課長	大橋久和
人権推進課長	山本一孝	建設課長	若林嘉昭
産業振興課参事	川嶋幸泰		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	村田和久廣	書記	宝来正恵
------	-------	----	------

(午前 9時10分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成21年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 藤堂一彦議員および9番 西澤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日、平成21年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町行政全般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

私が町長に就任し間もなくの11月18日に開催されました全国町村長大会に出席し、行政を取り巻く情勢について内容を深めてまいりました。

総括的には、今地方は、経済の低迷、雇用の悪化、財政赤字の増大など、課題が山積している中で、過疎化、少子高齢化社会の到来、農林水産業の衰退をはじめ、地域経済の疲弊といった厳しい状況下にあり、加えて大幅な地方交付税の削減により、自治体の財政は自由度のない厳しい運営を強いられていることを実感いたしました。

滋賀県は、かつて50団体の市町村で構成されていましたが、合併法のもとで、平成22年度からは13市6町の19団体となる予定であります。6町の中でも犬上3町だけが人口1万人未満となり、職員の質的向上と行財政基盤の確立は、本町にとっても今後の重要な基本課題であると認識している

ところであります。

私は、平成21年度の後半4カ月を残すこの時期において、三位一体改革で大幅に削減された交付税を見直すとき、本年度の普通交付税の額は確定し、昨年度に比べ4,270万円の減額となっております。特別交付税にあっては、昨年度が暦年の最高値の4億2,000万円であり、県内で7町が減った中での総額配分となり、前年同額を確保するのは並大抵ではありませんが、最大限努力をいたす所存であります。議員各位のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、人口の定住の促進と地域の活性化を図る新たな広域行政として1市4町で取り組もうとしている湖東定住自立圏は、これから定住自立圏共生ビジョンを作成するにあたり、1市4町の市町長と彦根市副市長で構成する推進協議会を組織し、政策分野ごとに職員で10部会を構成し、民間や地域の関係者で構成するビジョン懇談会委員は8つの分科会と代表者会で、総勢77人に就任をお願いしているところであります。

1月には、本町においても議会全員協議会を開催し、湖東定住自立圏推進の取り組みについて説明をさせていただくとともに、1市4町の議会議員およびビジョン懇談会委員を対象に合同研修会を開催すべく調整をしているところであります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第58号は、平成21年度甲良町一般会計補正予算(第4号)で、15万2,000円を減額し、補正後の予算額を39億4,319万1,000円とするものでございます。

主な補正項目としましては、議会費では、議員報酬の減額、総務管理費では、電算システム保守点検、職員人件費の増額、徴税費では、徴税システム変更業務委託の増額、社会福祉費では、障害者自立支援給付費、高齢者配食サービス事業委託の増額、外出支援事業委託、介護予防事業備品購入費の増額、呉竹センター改築事業、仮称「重心彦愛犬通園施設」整備事業補助金の減額、児童福祉費では、子育て支援センター建設事業、子育て応援特別手当支給事業の減額、保健衛生費では、新型インフルエンザ予防接種料補助金、高齢者予防接種委託の増額、職員人件費の減額、農林水産業費では、園芸作物振興補助金の増額、農道整備費、職員人件費の減額、商工費では、高虎サミット事業関連経費、道路橋梁費では、町道新設改良事業の増額、町道維持補修費等の減額、消防費では、全国瞬時警報システム整備費の新設による増額、教育総務費では、教育施設整備費、特殊建物定期報告委託の増額、職員人件費の減額、その他、土木管理費、住宅費、小学校費、幼稚園費、社会教育費、

特別会計操出金等の補正でございます。

議案第59号は、平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、830万2,000円を減額し、補正後の予算額を5億1,231万7,000円とするものでございます。

主な内容としましては、総務管理費では、職員人件費の減額、公共下水道事業費では、公共下水道面整備工事費を増額し、測量設計委託を減額する組みかえ、公債費では、定時償還の増額によるものでございます。

議案第60号は、平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）で、主な内容としましては、公共事業用地取得事業費を増額し、一般会計操出金を減額する組みかえでございます。

議案第61号は、平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）で、5万3,000円を増額し、補正後の予算額を5,963万4,000円とするものでございます。

主な内容としましては、償還金及び還付加算金で、過年度分保険料還付金の増額によるものでございます。

議案第62号から第65号は、公社設立団体および一部事務組合の構成団体である市町の廃置分合に伴い、地方公共団体の数が減少することによる公社定款および組合規約の変更につき、議会議決をお願いするものです。

議案第66号は、彦根犬上広域行政組合規約の変更で、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の生活は、ごみの排出量の増大や質の多様化をもたらし、ごみ償却処理に伴うダイオキシン類の発生や最終処分場の確保が困難な問題など、ごみ処理に深刻な影響を及ぼしているとともに、天然資源の枯渇に加え、温室効果ガスの大量発生による地球規模の温暖化をも招いております。

地域における循環社会の構築を進めていくため、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の1市4町は、リサイクルを徹底し、減量化を図るとともに、燃やさざるを得ないごみについては一般廃棄物処理施設、いわゆるごみ焼却施設とリサイクルセンターであります。この新施設の建設と共同で施設の管理運営をすることについて、このたびこれら施設の整備等を行う事務を彦根犬上広域行政組合に事務移管するため、新たに愛荘町の加入を含めて彦根犬上広域行政組合規約の所要の変更を行うものであります。

議案第67号は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員災害補償法の一部が改正され、法律の適用条文が改正されたため、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を一部改正するものであります。

議案第68号は、土地建物に関する証明手数料1件300円の変更はありませんが、1件の扱いを土地建物ともに一筆・一棟を、五筆・五棟までをそ

れぞれ1件とする甲良町手数料徴収条例を改正するもので、これによって近隣市町との均衡を図るものであります。

議案第69号は、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部改正で、消防法が一部改正され、第35条の6から第35条の8が新設されたことに伴って、本町条例「損害補償を受ける権利」の第2条の消防法適用条項の第35条の7第1項が第35条の10第1項に条ずれを生じた改正であります。

議案第70号は、甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議決をお願いするもので、「甲良町のサブセンターの設置および管理に関する条例」が平成19年2月1日に施行しており、条例第5条の指定管理者の指定期間が、当初の3カ年の満了を迎えることから、向こう3カ年を引き続き、甲良町シルバー人材センターに指定いたしたいものであります。

議案第71号は、甲良町子育て支援センター設置条例の一部改正で、このたび下之郷地先に新設している甲良町地域介護福祉空間施設が完成することから、子育て支援センターの設置位置を現在の長寺から新たに下之郷の所在地番に改めるものであります。

議案第72号は、甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部改正で、議案第71号と同じく新設施設が完成することから、下之郷の所在地番に新しく「甲良町デイサービスセンターかつらぎ」を追加するものです。

議案第73号は、新たに「甲良町包括的介護予防施設設置等に関する条例」の制定をお願いするもので、下之郷地先の地域介護福祉空間の複合施設に介護予防施設が開設し、事業を実施することから、施設の設置および管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員のうち、任期満了者があり、再任をお願いいたしたく、人権擁護審議会法の定めにより、候補者の推せんについて議会の意見を求めるものであります。

以上、簡単ではありますが、本日提案いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○山田議長 日程第3 議案第58号から日程第6 議案第61号までの4議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第58号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第4号）。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

議案第59号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。  
上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

議案第60号 平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算  
(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

議案第61号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 日程第3 議案第58号は総務課長、日程第4 議案第59号は  
建設水道主監、日程第5 議案第60号は人権主監、日程第6 議案第61  
号は保健福祉主監から順次提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第58号 平成21年度甲良町一般会計補正  
予算(第4号)についてご説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきたいと思えます。

今回の補正につきましては、15万2,000円を減額いたしまして、歳  
入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,319万1,000円にお願いする  
ものでございます。

その内容につきましては第1表 歳入歳出予算補正で、また繰越明許費に  
つきましては第2表で、地方債の補正につきましては第3表でご説明申し上  
げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入 9款 地方交付税、補正額2,000万円の追加、12款 使用料  
及び手数料21万円の追加、13款 国庫支出金211万2,000円の追  
加、14款 県支出金775万8,000円の追加、15款 財産収入でござ  
います。75万円の追加、次のページでございます。

17款 繰入金、補正額381万1,000円の減額、19款 諸収入7

万1,000円の減額、20款 町債2,710万円の減額でございます。

歳入合計、補正前予算額39億4,334万3,000円に15万2,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を39億4,319万1,000円にお願いするものでございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。

1款 議会費259万4,000円の減額、2款 総務費4,211万円の追加、3款 民生費3,889万円の減額、4款 衛生費468万7,000円の追加、6款 農林水産業費395万6,000円の減額、7款 商工費460万円の追加、8款 土木費513万7,000円の追加、9款 消防費626万7,000円の追加、10款 教育費963万5,000円の減額、13款 諸支出金802万8,000円の減額、14款 予備費15万円の追加、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費、7款 商工費1項 観光振興費、高虎サミット事業委託450万円でございます。第3表 地方債補正、呉竹センター改築事業債、補正前1億9,450万円、補正後1億6,740万円、2,710万円の減額によりまして、補正後の限度額を3億9,854万3,000円にお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 続きまして、議案第59号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

本予算につきましては、830万2,000円の減額をいたしまして、歳入歳出それぞれ5億1,231万7,000円をお願いするものでございます。款項それぞれの金額につきましては第1表で、また地方債の補正につきましては第2表でご説明させていただきます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入の部、2款 繰入金1,310万2,000円の減額、4款 町債480万円の増額、歳入合計といたしまして、補正前の額5億2,061万9,000円、補正額830万2,000円の減額、補正後の額、5億1,231万7,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。1款 総務費830万2,000円の減額、2款 下水道事業費、補正額はございません。組みかえの補正でございます。3款 公債費115万7,000円の増額、4款 予備費115万7,000円の減額、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

2表 地方債の補正でございます。起債目的は、公共下水道事業債でござ



います。限度額といたしまして、補正前4, 880万円、補正後5, 360万円とお願いするものでございます。480万円の増額ということでお願いするものでございます。補正後の限度額といたしましては、1億8, 040万円でございます。

以上でございます。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 議案第60号 平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございますので、1ページをお願いいたします。

内容につきましては、歳出で、款の公共事業用地取得事業費281万1, 000円につきましては、諸支出金の一般会計繰出金により振りかえるものでございます。歳出合計といたしましては、補正額はゼロということでございます。よろしくをお願いいたします。

○山田議長 続きまして、保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第61号 甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額に、それぞれ5万3, 000円を追加し、歳入歳出それぞれ5, 963万4, 000円とお願いするものでございます。

では、第1表 歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。まず、歳入の部、諸収入が5万3, 000円の追加、歳入合計が、補正前が5, 958万1, 000円、今回5万3, 000円の追加をお願いし、5, 963万4, 000円とお願いするものでございます。

次のページの歳出でございます。

3款 諸支出金4万3, 000円の追加、予備費が1万円の追加、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

新町長就任後の初の補正予算ということでありまして、従来どおりの義務的な、整理上必要な補正もあるかと思いますが、ここで総括的に聞いておきたい点がございまして、見解をお願いしたいと思っております。

それぞれ報道もされていますように、経済的な状況、非常に困難な状況が

生まれていますし、町民の暮らしの点、それから営業の点、また、自営業者の方々、建設業者の方々という点でもいろいろと私の耳に入るのは一部分の部分でありますけども、全体としては経済的な冷え込みは非常に強いものだと思います。

そういうことから、この補正予算で盛り込んだ個々の項目、昨日配られました補正予算の説明書の中の項目は24項目が並べられていますが、基本的に町長としてこういう点を盛り込みたい、ないしは盛り込もうとしたということがありましたら、そういう状況に対応してこられたんだというように思いますので、その見解をお尋ねしたいと思います。

北川町長。

○北川町長 今回の補正は、トータル的には差し引き大きな差がないんですが、特にこの補正の大きなポイントというのは、呉竹のセンターならびに子育て支援センターの精査、特徴づけるなら、安心・安全のまちづくり、新型、あるいは季節型インフルエンザの補助など、国民保護、地震情報等を即時に防災無線で町民の方に流す瞬時警報システム、小川原地先での集落内防災道路整備、ハウス補助の振興拡大、高虎サミット予算の計上で、農と地域資源を活かした観光まちづくり等の補正が主なものでございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 北川町長のカラーを出していこうとなりますと、本格的には来年度の予算というように私も理解をしていますが、私が考えますには、予算の伴わない施策も幾つかあるという点で、今の経済状況、それから派遣切りやら失業者が増えている、滞納にも1つあらわれていますが、そういう滞納のもとを克服する上での課題も幾つかあるというように思います。私が思いつきますのは、例えばハローワークや労働局、ここに対しての町としても要請をする。各自治体が要請をしているのが幾つか報道されていますが、知事単位で要請されているのもございます。そういう意味で、労働者の雇用が安定というのは暮らしの安定の根本でありますので、そういう点でも予算措置の要らないところでの対応も十分に考えていただきたいというように思います。その点だけ見解をお願いいたします。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 一昨年のリーマンの破綻から端を発して、世界的な不景気が世界中を駆けめぐって、特に日本の場合は日本の基幹産業である自動車産業は特にブレーキになったというようなことで、それに関連するいろんな企業は軒並み生産を抑制されるというようなことで、今年も失業者も当然増えてきますし、企業の、特に操業がストップし、月、火、水、3日間操業して4日間

休むとか、あるいは4日間操業して3日間休むとか、そういう企業がいまだに後を絶たない。彦根の職安の所長さんとお話もさせていただいたときには、そういうことで雇用のそういう保証制度、それを利用する企業がいまだに数が減らない。150社ぐらいこの管内だけでもあるというようなことでまだまだ雇用不安というのがあるのではないかなというような思いをしております。

そういう中で、少しせんだつても新聞にも出ていましたが、トヨタがアメリカで新しく工場を建設するとか、中国で工場を建設するというようなことが発表されておまして、少しずつ底入れというんですか、そこから抜け出しそうな雰囲気があるというようなことで、そういう中で甲良町も幾つか企業がありますが、おそらく今年の景気は軒並みダウンであろうというように思いますが、そういう中で少しでも甲良町の企業の方々にも、一度会社も訪問もさせていただきながら甲良町内の住民の方の雇用の方をしっかりとお願いをして雇用確保につながるような形ができたなら大変ありがたいなというような思いでおります。

以上です。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第61号までの4議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第7 議案第62号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第62号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第62号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき、議決を求めることについてご説明申し上げます。

今議案から65号までにつきましては、市町の廃置分合に伴います組合等を組織する地方公共団体数が減ることによる定款および組合員規約の改正でございますが、今回、この議案は定款の改正でございます。

滋賀県市町土地開発公社定款を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

まず、条例の第6条第1項第1号中、理事の定数であります、「17人以内」を「10人以内」に改める。

第20条第1項中「および運用財産」を削るものであります。

第20条第2項中、基本財産の額「860万円」を「740万円」に改めます。

第23条中「損益計算書」の次に「、キャッシュフロー計算書」を財務諸表の1つとして加えるものであります。

別表第1中、設立団体において「、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2といたしまして、団体と出資団体とありますが、別表第1の6町、いずれも出資額「20万円」を削るものでございます。

第2条の改正であります。

第20条第2項中、基本財産の額740万円を620万円に改めるものであります。

別表第1中、設立団体において「、安土町」を削る。

別表第2を、出資団体、出資額、滋賀県の出資額を、「200万円」を「100万円」に、「安土町」を削るものでございます。

付則といたしまして、この定款中第1条の規定は、滋賀県知事の認可後、平成22年1月1日から、第2条の規定は、平成22年3月21日から施行するものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案説明の折、お尋ねをいたしました。改めまして見ますと、新旧対照表の2ページであります。安土町が削られているところと、

それから1条関係は安土町がそのままになっています。そして、2条関係では安土町が削られていると。これは、説明にもありましたように、安土町の町長、大林町長から各組合、組合長さんですか、各自治体に依頼文というか、連絡文が来ているというように伺いました。その点の背景や、そしてその連絡文、もう一度ご紹介いただきたいというように思います。

以上です。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、第2条の質問がありました。1条と2条を区分けしているというのは、廃置分合が予定されている日付が違う。従って、付則にありますように、1条は1月1日、それから2条については3月21日、22年ではありますが、その違いから条例を改正を、一応2条に分けているものでございます。

それから、安土町長の管理者に対するペーパーであります。読み上げてよろしいでしょうか。

平成21年第4回安土町議会定例会（12月議会）における合併関連議案の取り扱いについて。

晩秋の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本町の行政全般につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本町における合併問題は、前町長のリコール運動にまで発展し、10月4日に執行された出直し選挙の結果、私が当選させていただいたところです。合併問題について、私はこれまでの活動の中で住民の民意を聞くよう主張してまいりました。そのため、町民の民意を聞くことができない状態で合併準備が進むことは容認しがたいことです。

したがいまして、来年3月の合併準備に必要な関連議案（各種組合等の関連議案を含む）については、12月議会において提案しない決意を固めております。

関係者の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

管理者あてにそれぞれ安土町長、大林宏さんから発番のある文章が今の文面に読み上げたとおりに出されているところです。

以上でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 その出された日付を言っていただけますか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 平成21年11月16日付でございます。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほど質問に答えていただいて、安土町長の思いを寄せていただきました。私も対談集をある雑誌で読んだわけですが、安土の大林町長の思い、町民の安土に対する愛着は大したものだというように思います。敬意を表したいと思っています。ある対談で大林町長が、「安土そのものが歴史で文化なのです。そういうことに自覚と誇りがあるのです。町長選では安土への思い、これが文化なんです」と言っていたと載っていました。

今年の6月議会で町長リコール請求の結果が出るまで待つてほしいと安土町民の声を聞かずに合併議案を提出した知事と県議会、我が党を除くすべての会派がごり押しをしたものであります。この議案にあたっては、民主主義の原点、地方自治の住民が主人公との原点を深く思い起こさざるを得ません。その点で、今回の定款の変更という限定した範囲に限って賛成をするものでございます。

以上、申し上げておきたいと思えます。

○山田議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第8 議案第63号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第63号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第63号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更につき、議決を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年12月31日限り滋賀県自治会館管理組合から虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町を脱退させること、ならびに滋賀県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

第5条第1項中、組合の議会議員の定数であります、「10人」を「8人」に改める。

別表第1中、組合を組織する市町のうち、「、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」を削る。

別表第2第4区の項中、選挙区でございますが、「、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」を削り、「3人」を「1人」に改める。人数については選挙区で組合の議員の数でございます。

付則といたしまして、この規約は平成22年1月1日から施行するものであります。

2項については経過措置でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第9 議案第64号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第64号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更に  
つき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第64号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更に  
つきまして、議決をお願いすることでございます。

地方自治法の定めによりまして、平成21年12月31日限りで滋賀県市  
町村職員研修センターから湖北6町を脱退させること、ならびに滋賀県市町  
村職員研修センター規約を別紙のとおり変更することにつきまして議会の議  
決をお願いするものでございます。

第5条中、研修センターの議会議員の定数であります、「11人」を「9  
人」に改める。

別表中、研修センターを組織する市町から「、虎姫町、湖北町、高月町、  
木之本町、余呉町、西浅井町」を削る。

付則といたしまして、この規約は平成22年1月1日から施行するもので  
あります。

2項は経過措置でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第64号は可決されました。



次に、日程第10 議案第65号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第65号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第65号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につきまして、議決をお願いすることでございます。

地方自治法の定めにより、平成21年12月31日限りで滋賀県市町村交通災害共済組合から湖北6町を脱退させること、ならびに滋賀県市町村交通災害共済組合規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決をお願いするものでございます。

第5条第1項中、組合の議会議員の定数でございます。「12人」を「10人」に改める。

別表中、組合を組織する市町であります、「、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」を削る。

付則といたしまして、この規約は平成22年1月1日から施行するものであります。

2項は経過措置でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第11 議案第66号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第66号 彦根犬上広域行政組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第66号 彦根犬上広域行政組合規約の変更につきまして議決をお願いすることでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、彦根犬上広域行政組合を組織する地方公共団体の数を増加し、および共同処理をする事務を変更し、ならびにこれに伴う彦根犬上広域行政組合規約を別紙のとおり変更することにつき、関係地方公共団体が協議することについて、同法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

この議案につきましては、彦根愛知犬上地域内のごみを広域処理をする一般廃棄物処理施設、ごみ焼却施設とリサイクルセンターであります。共同をして整備、管理運営について1市4町の新しいごみ処理施設建設のための条例改正でありまして、管理運営に関する事務の規約改正でございます。

それでは、改正ではございますが、題名を彦根愛知犬上広域行政組合規約とする。

目次中「(第5条～第6条)」を「(第5条～第6条の2)」に改める。

第1条中「彦根犬上広域行政組合」を「彦根愛知犬上広域行政組合」に組合名称を改める。

第2条中、組合を組織する「彦根市」を「彦根市 愛荘町」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条、事務によって関係市町が異なるため、表形式とし、処理する事務の表記を簡素化し、わかりやすい表記としているものでございます。3号が新しい追加の部分でございます。

第4条中、事務所の位置でございますが、「多賀町大字敏満寺10番地63」を「豊郷町大字四十九院1252番地」に改める。

第5条中、組合の議会議員の定数であります。 「13人」を「19人」に、「彦根市 7人」を「彦根市 10人 愛荘町 3人」に改める。

第5条第2項中「議会」を「議会議員」に改める。

第2章中第6条の次に次の1条を加える。

(特別議決)。

第6条の2、組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部の市町に係るものの議決については、当該事件に係る市町の議会から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを結する。

第7条第2項中、管理者について、「市町長の互選」を「互選」に改める。

第8条第1項中、副管理者「4人」を「5人」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

前項の関係市町の負担金は、第3条の表の左欄に掲げる事務の区分ごとに、同表右欄の関係市町が負担するものとする。この場合において、負担金の額は次の各号に掲げる経費の区分ごとに当該各号に定める方法により算出し、その割合は条例で定める。

(1) 火葬場および最終処分場の位置および管理運営に関する経費、均等割および人口割。

(2) 新しいごみ処理施設の設置に関する経費、均等割および人口割。

(3) 新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費、均等割、人口割および利用割。

付則といたしまして、この規約は平成22年3月1日から施行するものでございます。

2項は経過措置でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

1点目は、3条が変更になります。その中の(3)、新しいごみ処理施設と、行う業務が増える。それで共同で処理をする。その関係市が、愛荘町が1つプラスをされるということから、今までありました県の呼びかけによってできました、平成13年だったと思いますが、湖東地域一般廃棄物処理の広域化の協議会、これは解散というようになるのでしょうか。そういう解散になるのかということですね。制度的にそこに組み込まれると理解するのか、それとも、今まであった広域化の協議会は解散ということでもいいのかどうか。その説明をお願いしたいと思います。

もう1つは、付則の1なんですけど、22年度、つまり来年、さらに再来年の3月31日から施行するということでもありますので、これのなった原因、

背景ですね、それぞれの町の事情、とりわけ愛荘町の事情だというように思いますが、その事情説明をお願いします。

以上、2点であります。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 1つは、現の湖東地域一般廃棄物処理、広域化事業促進協議会、協議会で協議をしてこの原案もできているところではありますが、所要の改正、それから構成団体の議会の議決を経て知事の認可を経て、正式な手続が終わって、一部事務組合が設立されたときに初めて促進協議会が解散となるということでございます。したがって、事前に解散ということはありませんということでございます。

それから、付則の関係での質問がありました。今回の執行日が平成22年3月1日と、こうなっておりますが、今回構成する1市3町、現在の彦根犬上広域行政組合については、この同じ改正であります。愛荘町については新規に組合に加入をするという議案が提出されておまして、その議案がすべて整った場合には、知事の許認可事務がありますので、それを経て3月1日に今の規約改正の新規約が施行されるという手続になります。

したがって、次の段階としては、3月定例議会には既存の1市3町、彦根犬上広域行政組合については負担金を伴う予算措置を3月議会に提案をするということになりまして、4月1日から職員の異動を伴う正式の組合設立というふうになりますので、正式な総額予算の、今均等割と利用割を含めた配分予算については、組合の6月臨時議会で年間予算が補正予算で可決をされてというふうな段階を追っての運びになりますので、いずれにしても4月1日に1市4町の議会議員が出そろおうと。ここから議会の議決が始まるということになりますので、段階を追ってというふうになりまして、今回の規約改正は22年3月1日ということでございます。

以上でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 説明をいただきました。さらには、ごみ処理というのが新しく追加になるわけですが、私が懸念をしていますのは、ごみ問題は住民にとっても、また自治体にとっても非常に大きな身近な課題だというように思います。そういう意味で、この条例上の新旧の改正の中にあります組合議会の議員の各市町の配分を見ましても、議案説明のときにも私、聞かせていただきましたが、彦根市が半数プラス1、つまり過半数を占めるということが最初から設定をされています。そのことと併せますと、それぞれの加盟の自治体の独自の判断、独自の状況が検討されるというのが鈍るのではないかと、このように懸念を持っています。その点で、この議会の構成と併せてごみ処理

が広域の組合の中で検討されて、各自治体では、もちろん判断はいたしますけど、非常に鈍ってくるというように思いますので、この点での見解を求めておきたいと思います。

総務主監。

○野瀬総務主監 2つの質問をいただいたと思います。新しいごみ処理施設につきましての規約の中での改正につきましては、12条2項でございますが、均等割、人口割に加えて利用割を加えております。したがって、このままでいきますと、人口割、それから均等割になりますと彦根市の負担が増えるという場合もありますし、そうでない場合もありますし、今回利用割がされたというのは、極力ごみの減量をして、各町から出るごみを減らすことによって構成団体の町負担が減るという目標があります。

それが1つと、それから、新しい処理施設の方法について、今RDFであります、リサイクル、彦根市の8区分にして、どうしても燃やさなければならぬというものについては焼却。循環式の高熱処理をしているというふうなことになっていきますので、そういう目標で今回の一部事務組合の規約改正ということでございます。

それから、ここに至るまで準備会等々で随分議論をされ、今回の方向が見いだされたわけでありますので、今のシステムに新しい処理施設は切りかえていこうということでありますし、それから、準備協議については行政事務の中で協議を相当議論するということがありますが、今度新しく議員定数があります正式決定、決定機関は組合議会というステージになりますので、選出された議会議員さんについても十分その辺の基本認識をいただいて、適切にご判断をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

きのうの全協で聞けばよかったですけど、聞き漏らしまして、単純な質問で申しわけないんですけども、共同処理施設の事務に関して、今、西澤議員が言われた(3)の新しいごみ処理施設の事務所の場所の件なんですけども、今まで彦根、豊郷、甲良、多賀町に愛荘町が1つ加わることによって施設の場所が、いわゆる紫雲苑から豊栄のさとに変更になっております。この基本的な変更理由を教えてくださいたいと思います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 変更の理由は、今、紫雲苑の事務室は職員さんが入っておりますが、ほぼ空きスペースがないということで、今回、この事務処理をす

ることによって新施設の事務に当たる準備室の職員さんが3人増えるということになりますし、規定の組合の職員さんも総務課で新採職員を1人増やすということで、4人が職員が増えるということと、それから組合議会の議会を開催するスペースが手狭であるということから今の事務所の紫雲苑から豊栄のさとに場所を移転をするということでございます。

以上であります。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 3人から4人に増えると言いますが、常駐の職員が4人増えるんですか。それと、スペースがないというのは、ちょっと意味がわからないのやけども、会議の場所がないという意味なんですか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ちょっとややこしい説明をさせていただきました。今の彦根犬上広域行政組合の総務課という課の職員さんにつきましては、課長さんと事務担当職員2人、そこに事務局長さんがおられると。事務局長さんは旧の紫雲苑におられるのか、新施設、豊栄のさとに動かれるのか、ちょっとまだ正式に決まっておりませんが、その総務課の職員さん2人が新しい事務所に移られる。そして、広域事務を全部裁いていくのに総務課職員が足りないということで1人の新採職員さんが予定をされている。これが3人です。総務課の職員が3人。

それから、新しくごみ処理施設を建設に伴う準備室、今、彦根市の担当課で兼務を含めて4人の担当職員さんが事務局を預かっておられますが、今度は彦根市から2人、愛荘町から1人が建設準備室に移られるということで、彦根市の2人と愛荘町の1人は派遣職員、市と町からの派遣職員で構成するというので、新採職員さん1人と、それから準備室の職員さんが3人、それで4人が増えるということになりますので、そういう、ちょっと説明不足でございました。

以上です。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 今までですと1市3町の共同の処理施設であった場所を使っただけの事務処理でしたんですけども、今度豊栄のさとに変わると、豊栄のさとは、皆さんご承知のように豊郷町の公営の、当然公設の建物ですから、私は利用料が必要になるのではないかなと思うんですけども、もし要るとしたら、利用料のいわゆる必要、支払うのは一定額なのか、月額なのか、年額で規定されているのか、またその事務経費等も当然要ると思っただけですけども、負担割合等も、いわゆる規定があるのかどうか、その点についてお聞きをいたします。

総務主監。

○野瀬総務主監 現時点でそこまでの詳細の数字は出ておりませんが、当然事務所を借りるということになると、豊郷町に使用料等規定に基づいてお支払いをするということになると思います。

そして、議場も会議室を借りるということになると、議会の場合の使用料も発生をするというふうに思っています。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 現状では使用料とかそういうものは一切決まっていないという方向なんですね。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 詳細はまだ各町に、予算説明とか、要求書とか、そういう段階ではありませんが、基本的に思いますのは、豊郷町の豊栄のさとの使用料規定がそのまま反映されるというふうに思っております。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 豊郷町の豊栄のさとの使用規定を知りませんので、参考までに教えてください。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ちょっと今現在は持ち合わせがありません。申しわけございません。またわかり次第に説明をさせていただきます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

ごみ問題については、町長の開会のあいさつの中にもありましたように、非常に大きな関心事でありますし、一人一人の町民から見ても、また各字、また町全体で見ても身近な課題であり、悩みのもとでもございます。また、処理には大きな費用がかかるという点でも大事な点であります。私は、今回の改正のポイント、条例で言えば3条の(3)に新しい共同事業が加わる点で改正になりました。この点では、質疑の中、また全協での討論でもありましたように、全協での論議もあったと思いますが、加盟自治体の固有の判断、固有の、独自の状況、これを鈍らせる、検討を鈍らせるものだというように私は思います。

これは、現に促進会の協議会、広域化の促進協議会のもとで進められた荒神山の西側の予定をされた地域が破綻をしました。これは、たまたま私の同

僚の議員の依頼で、この問題にかかわることになりましたので、詳しく獅山市長とも懇談をする機会が3、4回ありました。そういう中で共同化の弱点を私は示したものだ。共同化の弱点を端的に示しているというように思うんですね。獅山市長は、ボーリング調査をするにあたって、本来一番最初にやるべきものだったというように私たちの申し入れに対して答えています。見事にボーリングをした後破綻をしました。ボーリングの結果は、巨大な焼却施設を建設するのに耐えることができない可能性が大きいというのが中心点でありました。そういう点では彦根市に乗りかかった私たち甲良町も、そして周辺の加盟をする4町も、そういう独自の判断ができなかった点でありました。

また、議会にも広域化のもとで報告や、それから論議は非常にしにくかったというように思います。随時甲良町は加盟の中でもよく報告をしていただいた方です。しかし、彦根の議員に聞きますと、甲良町からの方が早くて、彦根市の議員には広域化のごみ処理の施設の進行状況についてはほとんど聞かされなかった。西澤さんからの情報が一番早かったと言われているぐらいでありました。

そういう点からも中心市であります彦根市自体も市民との論議、それから議会との論議が非常におろそかになった点であります。これは、ボーリングが計画の当初に実施をされていなかったという点の端的な弱点を示したものでありますが、そういう点を考慮しますと、私は各自治体のごみ問題、独自に検討をし、調査をし、その上で共同をする必要がある。財政的にも、それから広域化の処理の状況から見ても広域でやろうということの自主発想、自主自立の考え方が非常に大事だというように思います。それが1つであります。

もう一つは、議会の構成でこのことが端的にあらわれているというように私は判断をするんです。どういう状況であっても彦根市の案が多数をとる。そうとも限りませんが、スタンスがそうなっています。私は加盟の自治体が対等平等で、道理と納得ということから話し合い、協議をするという立場から見ても、この過半数を彦根市が占めるといふ議会の構成を提出をしてくていること自体にも私はあらわれていると見るべきだと思います。そういう点からも、この自主自立の精神に背くものだというように思いまして、2点の理由を述べまして、この議案については賛成できないということを表明させていただきたいと思います。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。



これより、議案第 66 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 到着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第 66 号は可決されました。

次に、日程第 12 議案第 67 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第 67 号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成 21 年 12 月 8 日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第 67 号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正については、関係法令が改正されたことによる改正でございます。

第 16 条第 1 項中「第 45 条、第 46 条および第 46 条の 2」を「第 45 条および第 46 条」に改める。

付則といたしまして、この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行するものであります。

経過措置は記載のとおりでございます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 67 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第13 議案第68号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第68号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 議案第68号 甲良町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

第2条第4項の改正でございますが、第2条につきましては、種類および金額の定めでございます、第4項といたしまして、土地は5筆、建物は5棟までをそれぞれ1件として徴収するものでございます。

この条例につきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。お願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点ありますので、よろしく願います。

1つは、読んでみますと、住民にとっての軽減になると思うのですが、その点どうなのか。お答え願いたいと思います。

もう一つは、5筆以上の場合なのです。6筆から10筆までを1件と数えるのか、それとも6筆からそれぞれ1件と数えるのか。つまり棟も入っています。そういう点での説明をお願いいたします。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 1点目でございますけれども、軽減になります。現在、例えば土地1筆について300円ですけれども、例えば今現在は3筆でしたら900円いただいております。それが5筆までをとということでございますので、300円ということで軽減になります。

それと、例えば6筆、7筆となった場合については、5件までを1件、10

件までを1件、それぞれ異なりますので、例えば6筆ありましたら600円  
いただくということになります。よろしいでしょうか。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、5筆単位で数えるということですので、例を言うた  
方がわかりやすい。9筆ですと2件と数えるということでもいいんでしょうか。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 そのとおりでございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第68号は可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第14 議案第69号を議題といたします。

議題を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第69号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第69号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正する条例についてご説明申し上げます。

第2条中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。  
付則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成21年10月30日から適用するものであります。

今回の改正については、消防法の改正による条ずれでございます。よろしくお願いたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、議案第69号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。  
ご着席願います。

(賛成者起立)

○山田議長 起立全員であります。  
よって、議案第69号は可決されました。  
次に、日程第10号 議案第70号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○村田事務局長 議案第70号 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。  
産業振興主監。

○茶木産業振興主監 議案第70号 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議会の議決を求めるものでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございまして、理由といたしましては、平成18年2月1日から平成22年1月31日までの指定管理で運営をしていただいておりますが、満了を迎えるため、シルバー人材センターに再度指定管理をお願いするものでございます。

特に施設利用につきましては水稻の育苗、ヒメイワダレソウ、ホウレンソウ、トマト、カボチャ、ネギなどの生産に取り組みながら施設の有効利用を図っていただいているものでございまして、記といたしまして、1、公の施設の名称、甲良町サブセンター、2、指定管理者、犬上郡甲良町大字尼子445番地、甲良町シルバー人材センター、理事長、川副兵右衛門、指定期間、平成22年2月1日から平成25年3月31日までと期間を定めているものでございます。よろしく願いをいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

1点、お伺いします。

指定管理にかかわる条例では、業務報告、毎年度の終了後、町長が認める期日に業務報告の提出が義務づけられているというように思いますが、提出をされていると思います。それで、全協でも論議になったところではありますが、直近のものについて過去3年間も必要ですけれども、直近のものを議会に報告すべきだと思いますが、見解を求めます。

○山田議長 産業振興主監。

○茶木産業振興主監 指定管理に手続に関する条例が定められておりまして、この報告義務につきましては、翌月の管理が毎年4月末までご報告しなければならぬということ定めているものでございまして、この部分につきましてはほかの指定管理の問題もございまして、全体も含めた中での議論が今後必要かなということ、条例改正についても今後は検討の課題ということになるかと思えます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今の答弁を聞いていますと、現在では報告できないというように理解するのですが、指定管理であります。単純な民間の運営ではございません。町の施策、町の方針に沿って運営をしていただく。そのために税金を投入して設置をし、そして指定管理をしたという流れがございまして、大きな趣旨があります。そういう点から見れば、その趣旨に沿った運営がされているのかどうか。つまり私たちは不正を暴くとか、そういう問題ではございません。施策に沿った運営がなされることを希望するものでありますし、それを十分検証するということが大事でありますので、もう一度ご答弁願いたいと思います。これは当然公開請求、条例上の公開請求の対象になりますし、公開請求をせずともそういう線に沿った検証をするということで情報の提供が必要なものだと思いますが、見解を求めたいと思います。

○山田議長 産業振興主監。

○茶木産業振興主監 条例改正を含めまして報告するものは報告していきたいというふうに思っておりますので、内部協議を進めていきたいと思っております。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

先ほどの質疑の中でも申し述べましたが、指定管理という制度、この制度については一律私たちも、党としては反対しているものではございません。一つ一つ吟味をしながら、また地域の実情、町の実情に合った指定管理を求めていくというのが立場であります。全体としては市場に開放する。つまり公の事業を民にとりという構造改革から出た方針でありますけれども、一つ一つを吟味をしていきたいと考えております。そういう意味からも、単純に民間に委託をしたというわけではございません。町が目指す施策の方向、また目的、それに沿った運営をしていただく。そのために町の大事な財源を投入をして、設備を設置をしているわけでありまして。あくまで管理運営をその事業者に指定をするという趣旨から見ても、公開が当然でありますし、業務の内容、それから収支、そしてその他の報告内容を提出いただいて議会でしっかりと検証をする。大いに論議をして次の発展を求めるとというのが大事な立場でありますので、そのことを改めて求めて賛成討論とさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第16 議案第71号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第71号 甲良町子育て支援センター設置条例の一部を

改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第71号の甲良町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新たに施設の建設設置をいたしますもので、設置条例の一部を次のように改正をお願いしたいものでございます。

第2条第1項中とありますが、名称および位置でございます。「長寺432番地の1」を「下之郷1509番地」に改めるものでございます。

付則、施行期日でございます。

この条例は、平成22年1月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この住所移転、それから新規の、新設の施設が設置になります。これに伴う変更でございます。この点で、現在の職員の体制、長寺センターで行われている職員の体制のご報告と、そして今後の充実、つまり施設も広くなりますし、それから複合ということでその他の施設の兼ね合い、つまり元気老人を確保していくといたしますか、健康確保の包括的な支援センターとの併設ということもございます。それぞれの兼ね合いで職員の過重が多くなってくるというように思いますし、それから、子育て支援センターの事業の充実を図る必要がございます。私はこの子育てセンターの新設のときに、施設の設置以前に内容の充実をということで申し上げていたというように思いますが、その点でも今後のどのような体制を充実させようとしているのかのご説明を願いたいと思います。この2点であります。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 今の質問にお答えさせていただきます。

発足当時、私たちは子育て支援センター、他の市町村にあるようなシステムじゃなくて、ゼロ歳児から18歳というスパンを持ちながらこの方々の育成にあたるというような大きな命題で進んでいております。現在いろんなことをやっていただいて、非常に個別的ですけども、個人的な対応というこ

とでそれなりの成果が上がっていると思いますし、また、新しいところに行けば、またそういうような老人等の、異年齢との接触ということで、交流ということでさらにその活動を推進していけるんじゃないかなというような思いをしております。

今ご質問をされたような方向性を持ちながらこれからも推進していければなというような思いを持っています。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 もう1点、ご質問があったと思います。健康確保の意味合いから、そういった関連で近くにグループハウス等もございまして、やはり生活指導員等の採用をお願いして、そこら辺で充実もさせていきたいというふうに思っているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 答弁が漏れていますので、現在の体制の具体的な説明をお願いしたいんです。

正規ないしは臨時等でどういう配置でそれぞれ人員の配置を何人、何人というようにしているというのを説明していただきたかったのです。

そして、その人員を今度の移転に伴って、新しく設置をしたことに伴ってどうのように配置がえないしは充実をするのか。つまり、具体的にはどういう体制の職員を1名増やすのか、現在のままで充実をしてもらうのかということが聞きたいんです。よろしくをお願いします。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 現在、所長として正職員1名が所長をしております。それから、臨時ということで事務を中心とした方が1名おります。そして、パートのような形で指導員ということで3名の方をお願いしています。これは、毎日欠ける日がないということを目指しているわけです。必ず誰か1人は出てきているということで、そういうような体制を組ませていただいて、そしてもう1名、いろんな会計だとか庶務というようなことも含めながら、これもパートの方で、現在の体制はそういう形で、そこにいる職員はそういうことです。それ以外に地域総合センターの職員の方々、それから小・中学校、幼保の方々も、その内容によってかかわってくるというようなことでプロジェクトを組みながらそれぞれの事象に、事案に対して対応しておりますというのが現在です。

それでまた、こちらの方に移ってからということで、さらにその内容を充実していくということも含めながら、今、予算計上等もございまして、検討している最中でございます。

○山田議長 西澤議員。



○西澤議員 そうしますと、所長1名、臨時1名、そして指導員が週欠けることなく3名、そして庶務が1名、常時は4名ということで理解はできるんですが、それがいいかどうか。間違っていたら説明をお願いしたいということ、この体制を、内容は伺いました。それで、職員の体制をどういうように充実させようとするのか、補充をして臨むのかということ、どういう検討をされているのか、ご説明願いたいというように思っています。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 最近、甲良町内の青少年の課題としまして多いのは、引きこもりだとか、登校をしぶるという子どもたちが増えてきているというようなことで、マンツーマンの対応、あるいはチームを組んでの対応ということで、そういうところ辺にまだまだ人が足りないというような状況もございますので、もし充実する方向としてはそちらのことに力を入れていきたいというような思いをしています。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第17 議案第72号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第72号 甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第72号 甲良町デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これも新たに下之郷地先に新設に伴うことによりまして改正をお願いするものでございます。

第2条第1項の表を次のように改めるもので、名称でございます。甲良町デイサービスセンターせせらぎ、甲良町大字在士357番地の1、甲良町デイサービスセンターけやき、甲良町大字在士625番地、甲良町デイサービスセンターかつらぎ、甲良町大字下之郷1509番地。

付則として、この条例は、平成22年1月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご説明申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第18 議案第73号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第73号 甲良町包括的介護予防施設設置等に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第73号 甲良町包括的介護予防施設設置等に関する

る条例についてご説明を申し上げます。新たに設けるものでございます。

まず、第1条の趣旨でございます。この条例は、甲良町包括的介護予防施設（以下「介護予防施設」という。）の設置および管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の設置でございます。要介護の予防、社会的孤立感の解消および健康増進を図ることを目的として、介護予防施設を設置するものでございます。

第3条の1でございます。介護予防施設の名称および位置は次のとおりとするもので、1号、名称が甲良町包括的介護予防施設、2号の位置でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1509番地。

第4条の事業でございます。介護予防施設は次に掲げる事業を行うということで、1号が高齢者等の介護予防、認知症予防および健康増進に資する事業、2号は他世代等との交流による介護予防事業、3号は、その他町長が設置の趣旨を達成するに必要と認める事業でございます。

第5条の使用料等でございます。介護予防施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。2項は、町長が必要と認めるときは前項の規定にかかわらず使用料を減免することができる。第6条の利用料金でございます。地方自治法第244条の2第3項に指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する介護予防施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は適用しない。

2項でございます。利用料金は前条に定める額と同額とする。

第7条の開館時間および休館日でございます。介護予防施設の開館時間および休館日は規則で定める。

第8条、損害賠償等でございます。介護予防施設の施設または付属設備等を損傷し、または滅失させたものは速やかに原状に復し、またその損害を賠償しなければならない。

2項が、介護予防施設での盗難、毀損事故等によって生じた損害、その他不可抗力によって生じた損害については、町は賠償の責めを負わない。ただし、町の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

第9条、指定管理者による管理でございます。

介護予防施設の管理は、指定管理者に行わせることができるものとする。ただし、次条の申請がなかったとき、または次条に規定する選定の結果、指定できるものがなかったときはこの限りではない。

第10条の指定管理者の指定の手続でございます。指定管理者の指定を受けようとする者は、甲良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき町長に申請しなければならない。

裏面をお願いします。

2 項、町長は前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、介護予防施設の管理を行うのに最も適当と認める者を、指定管理者として選定するものとする。

1 号では、町民の平等な使用が確保されること。

2 号では、事業計画書の内容が介護予防施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、効率的な管理が図られるものであること。

3 号、事業計画書に基づき管理を安定して行う物的能力および人的能力を有するものであること。

3 項、町長は前項の規定により選定した者について、法第 244 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

第 11 条の指定管理者の指定等の告示でございます。町長は、指定管理者の指定をした場合およびその指定を取り消した場合は、遅延なくその旨を告示しなければならない。

第 12 条の指定管理者による管理の基準でございます。指定管理者の行う介護予防施設の管理基準は次のとおりとする。

1 号の、法、この条例およびこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

2 号、取得した個人情報に適正に管理すること。

第 13 条の指定管理者の業務でございます。施設の管理に係る指定管理者の業務は次のとおりとする。

1 号では、第 6 条に規定する利用料金の収納に関する業務。

2 号では、介護予防施設の施設および設備の維持管理に関する業務。

3 号では、前各号にかかげるもののほか、介護予防施設の管理に関し、町長が必要と認める業務。

第 14 条、事業報告書の作成および提出でございます。指定管理者は毎年度修了後、町長が定める日までに次の事項を記載した事業報告書を町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第 244 条の 2、第 11 項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。

1 号では、業務の実施状況。

2 号は、使用の状況。

3 号、管理経費の収支状況。

4 号、その他町長が必要と認めた事項。

第 15 条は規則への委任事項でございます。

この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付則として、この条例は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

別表、第5条関係でございます。使用料を1回200円をお願いするものでございます。

1は、生活保護法による被保護世帯の者は無料とする。

2、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証の保持者については、使用料の半額とする。

3、町長が定める介護予防に関する事業の業者は、使用料の半額とする。

4、町長が定める各種教室参加者の使用料は受講料等に含むことができる。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

3点お伺いします。

1つは、条例の中で町長が必要と認めるときは、あるいは町長が必要と認める事項等の記述が3カ所あります。

5条、それから13条、14条、あります。それで、透明性を確保する上でも議案の説明の際にも私、申し述べました。15条に規則の委任があります。この中に盛り込む必要があると思うんですが、その用意ができていますか。また、する予定にしているということであればそれで結構だと思いますが、その見解を求めたいと思います。

もう一つは、高齢者の規定であります。一般的には65歳というようになっているわけですが、筋肉トレーニング等々、転倒防止のための体力低下を防止するという立場から見れば、65歳になっていきなり筋肉トレーニング、そしてその予防ということではなくて、それ以下の年齢で私は設定をぜひしていただきたいなというふうに思っています。例えば、プールの場合でも65歳です。職員に聞いてみますと、65歳を超えてプールに来られる方というのは、女性はおられるけど男性はなかなか少ないという話でございました。慣れていく上でも、少なくとも60歳ということにできないのかどうかでございます。

それから、もう一つは、指定管理者が支払う納付額、納付金、これは条例上にはうたわれていないように思いますが、どこかに条例上の根拠を設定されているのかどうか。

また、指定管理が定まれば、その指定管理者と契約を交わすときにその納付額の額を契約書でうたうということなのかどうか。3点、よろしくお願い致します。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 3点、質問があったと思います。

まず、3項目と町長が必要と認める部分という項目があるわけですので。これにつきましては、介護予防施設なり、支援センターとして今後活用するわけですので、まだ他にも教育的なもの、また福祉教育的に幅広く活用ができるということも想定もされますので、そういった中で町長の許可を得ながら広く利活用していきたいということで、ちょっと幅広い文言を入れているところでございます。

それから、こういったことは委任事項もございしますので、できるだけそういったことも含めて今後検討しながら設けてもいきたいというふうに思っているところでございます。

それから、高齢者の規定の問題でございします。

65歳以上ということで限定はしておりません。介護予防等に必要なものであれば、幾つからでも、本来40歳からでも介護保険の適用になりますので、何歳からでも必要な方については活用を願っていただきたいと思っているところでございます。

それから、指定管理者の納付額、これにつきましては、これは全国的にはほとんど定めがありまして、一定基準で、売上げの3%とか、また固定資産税相当とか、そういったことのケース・バイ・ケースでそれぞれ各市町村が行っているということで、甲良町につきましてはやはり固定資産税相当という形で納付金としていただいているのが現状でございしますし、今後もそのようにしていきたいというふうに思っているところです。

以上でございします。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今の答弁でございしますが、1つの、町長の認める場合というのは、今言われた内容等を規則に盛り込んで、幅の広い内容も想定されるところを表現をしておく必要があるということで提起をして、検討ではなくて、委任の中に盛り込むということでお願いしたいというふうに思っています。それが1つです。

それからもう一つは、高齢者、介護保険は40歳から適用と言われましたが、40歳の場合は特定疾患が認定をされなければなりません。一般の、私が体力が減ったなどと思って行く場合に介護の対象にはなりません。そういう点では一般施策で体力向上、転倒防止等の、そういう予防策をするということですから、この65歳を限定していないというのは重く受けとめさせていただきました。

もう一つの指定管理の私の質問に答えていただいている。この思いはわかりましたが、条例上の根拠が書いてあるのか、ないしは、どこを頼りにし

て納付額をいただく。ここで言えば納付額をもらう根拠がないんです、私が見た限りは。読み落としていましたらご指摘願いたいと思いますが、納付額をいただく根拠はどこで設定をするのかというところをお答え願いたいと思います。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 条例等には明確に上がっておりませんが、他に倣ってのことで行っているという状況でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 答弁が漏れていますので、町長が認めるところの記述ですけども、委任の中にその文言を盛り込むということを明言をして作業に取りかかってもらう必要があるのではないかと思います。それが1つです。

それから、根拠がないけども代金をもらうというのは、地方自治体と指定管理をした場合の業者、その指定管理者から見れば危うい話であります。根拠法律、根拠規定が何らかの形で条例に盛り込まねばなりませんし、ないしは、契約を交わすときに納付額を決めるということであればそれで結構ですので、どちらかのご説明を願いたいんです。よろしく申し上げます。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 委任事項につきましては、今後検討をさせていただくということで、今の納付金につきましては、当然指定管理する上での協定を取り行いますので、そういった中で協定事項の中に盛り込んでおりますので、よろしくご理解の方を賜りたいと思います。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 包括的介護予防施設の管理等に関しては、介護保険の制度で利用できる方も、それから一般高齢者の方も元気で長生きをしてもらう。そして、住みよいまちづくりの1つに貢献するという意味でも大事な点であります。周りの人間に煩わせるのは忍びないというような思いが高齢者には必ずよぎってきます。

そういう点でも、この予防策、そして元気で過ごせる。こういう施策は大事なところでありまして、施設運営のルールをつくっておくという点でも大事な点でありますので、この点で賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第19 諮問第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年12月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 推せん理由を申し上げます。

今回、人権擁護委員にお願いする小林美津廣氏は再任するものであり、現在、呉竹むらづくり委員長を務めていただいております。また、以前は区三役も務めており、大変人望が厚いということでもあります。教育関係にも熱心であり、現在、中学校の評議員も務めており、問題行動にも尽力をいただいております。特にいじめとの問題には大変敏感に取り組んでいただいております。

また、人権意識も高く、識見もあり、また時間的に拘束されにくい自営業の方でありますので、人権擁護委員としての使命を速やかに遂行していただける方であると思ひ、推せんをするものであります。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 制度の点が1つであります。そして、個別の問題が1つです。

1つは、この人権擁護委員、この方が直接かかわる相談なり、それから人権擁護にかかわる業務内容ですけども、町の方に義務的に報告する制度があるんかどうかですね。任意的に小林さんが、こういう相談があった、こういう内容の業務があったということで報告をいただく場合もあると思ひますが、制度的にこういう甲良町と連携をしながら人権擁護の推進にかかわるとい



ことになっているのかどうか。これがあればご説明願いたいと思いますし、それに基づいて、この小林さんの業務、それからかかわった相談などがありましたら、簡潔で、項目だけで結構ですのでご報告願いたいと思います。

○山田議長 人権推進課長。

○山本人権推進課長 今のご質問ですけれども、人権擁護委員さんの方の直接の委嘱につきましては法務局、彦根の支局ということになっておりますので、法務大臣の方から委嘱がありまして、相談活動につきましては、甲良町の方には一切の報告はございません。

ただ、人権擁護委員の任務というような形で、大体ひと月に1回ほどの研修活動、それから人権擁護委員相互の情報交換が月1回程度ございます。それから、2カ月に1回程度はその彦根支局管内のどここの会場で人権相談等があるということで、そこには必ず行っていただくということで、月に1、2回程度は人権擁護活動の活動に参加をされているという状況でございます。

以上でございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 人権擁護委員、人権擁護活動、または政治的にも制度的にも人権が尊重されるというのが具体的に推進されるというのが非常に大事なところでありますし、それは逆に社会的にも侵害される危険が、要素が高まっている中であります。そういう意味でも人権侵害の各要素、例えば社会的にも、また個人的な問題もございしますが、制度的にも狭隘の中、つまり狭い制度の中に落ち込む谷底といいますか、救い切れない制度上の問題もございします。そういう点でもそういう見識を活かしていただいて、提言なり、また人権擁護活動を活発に進めていただくことを希望をして賛成討論でございます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は適任者と認めることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時40分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 藤 堂 一 彦

署 名 議 員 西 澤 伸 明